

屋外広告物【更新】許可申請に必要な書類

1 屋外広告物更新許可申請書 2部〔第6号様式〕

添付書類（前回許可時から内容が変更されている場合のみ）

- ・形状、寸法、材料及び構造を表した図面
（建物利用の場合は建物との関係を表示すること。）
- ・意匠、色彩並びに表示の寸法及び面積を表した図面

2 屋外広告物を設置している土地又は建物の所有者の承諾書

「契約書」等の写し

- ※ 屋外広告物が自己の所有地又は管理地以外の場所に設置してある場合のみ

3 屋外広告物管理者等設置・変更届 1部〔第12号様式〕

- ※ 屋外広告物の表示面積が 10 m²を超えるか、高さが 4 mを超える場合は管理者が必要です。

- ※ 今回から初めて管理者を置く場合や、管理者が前回から変更されている場合に提出してください。

- ※ 平成28年4月1日から管理者は屋外広告士・建築士・電気工事士・電気主任技術者等の資格が必要です。

なお、鹿児島県屋外広告物条例の改正に伴い、講習会修了者及び講習会修了者等認定者については管理者の資格要件から除外されましたので、ご注意ください。

- ※ 管理者の設置・変更の際には、管理者の資格要件を証する書面を添付してください。

- ※ また、申請者が前回申請時から変更されている場合にも、当様式によりその旨を届出てください。

4 安全点検結果報告書 1部〔第7号様式〕

- ※ 管理者が記載すること

- ※ 報告のための点検は、更新許可手続前の概ね3ヶ月以内に行ってください。

5 手数料については、市に問い合わせてください。

- ※ 広告物の種類と大きさで手数料は決まります。

- ※ 手数料の支払いは、鹿屋市役所4階の都市政策課へ直接現金でお願いします。

直接支払いができない場合は、現金を現金書留で送付してください。

【問合せ先】

〒893-8501

鹿児島県 鹿屋市共栄町20番1号

鹿屋市 建設部 都市政策課 都市計画係

T E L 0994-31-1130

F A X 0994-41-2936